

(別紙)

## 会計基準の変更に伴う財務諸表の変更点について

令和 4 年度より、改訂後の「地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解」(令和 4 年 8 月 31 日改訂)並びに「『地方独立行政法人会計基準及び地方独立行政法人会計基準注解』に関する Q & A」(令和 4 年 9 月改訂)を適用して、財務諸表等を作成しており、下記について、記載内容等の変更等が発生しております。(○P は財務諸表上の該当するページを記載しております。)

1. 地方独立行政法人固有の会計処理を行う貸借対照表及び損益計算上の勘定科目については、(注)の表示新たにを記載しております。(1P~4P)
2. 下記の貸借対照表及び損益計算書上の勘定科目名について変更があります。
  - ・ 1P：未収入金→未収金
  - ・ 2P：預り科学研究費補助金等→科学研究費助成事業等預り金
  - ・ 2P：損益外減価償却累計額→減価償却相当累計額
  - ・ 3P：ファイナンスリース支払利息→支払利息
  - ・ 3P：科研費間接経費収益→研究関連収入
3. 2P：貸借対照表の純資産の部のその他有価証券評価差額金の表記について下記のとおり変更されております。

|                 |           |   |              |           |
|-----------------|-----------|---|--------------|-----------|
| IV その他有価証券評価差額金 | <u>〇〇</u> | → | IV 評価・換算差額等  |           |
|                 |           |   | その他有価証券評価差額金 | <u>〇〇</u> |
|                 |           |   | 評価・換算差額等合計   | <u>〇〇</u> |

4. 行政サービス実施コスト計算書廃止に伴い新設された項目について
  - ・ 4P：損益計算書の下部に、
    - 「I 資本剰余金を減額したコスト等に関する注記」及び
    - 「II 科学研究費助成事業等に関する注記」を記載
  - ・ 11P：注記事項に「XI 公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト」を記載
5. 5P：純資産変動計算書の新設

6. 注記事項の変更点及び新設された項目

- ・ 8P：(変更) I 重要な会計方針→改訂された会計基準に基づき財務諸表が作成されている旨を記載しております。
- ・ 9P：(新設) II 表示方法の変更…会計基準の改訂により、表示方法が変更となった、純資産の部の表示方法及び科学研究費助成事業等関係の内容について記載しております。
- ・ 10P：(新設) VI退職給付に係る注記…採用している退職給付制度の概要及びそれを用いて行った計算結果について記載しております。
- ・ 11P：(新設) XI公立大学法人の業務運営に関して住民等の負担に帰せられるコスト  
(4. 行政サービス実施コスト計算書廃止に伴い新設された項目で再掲)

7. 附属明細書の変更

- ・ 14P：(変更) 10. 資本剰余金の明細…これまで「資本金及び資本剰余金の明細」と表示してきたが、純資産変動計算書の新設により変更されたもの。
- ・ 14P：(変更) 純資産変更計算書の新設により、これまで「積立金等の明細及び目的積立金の取崩しの明細」中に記載していた「積立金の明細」が削除され、「目的積立金の取崩しの明細」のみ記載。
- ・ 15P：(変更) 14. 役員及び教職員の給与の明細…円単位であったものが千円単位に変更。運営費交付金精算対象の教職員の人数も表示しないこととなった。